

レスポンシブル・ケア委員会 RCロゴマーク使用基準 改訂

(目的)

第1条 本基準は、世界共通のレスポンシブル・ケア ロゴマーク（以下「RCロゴマーク」という。）の日本における商標権者である一般社団法人 日本化学工業協会（以下 日化協という。）並びに当該商標権の被許諾者であるレスポンシブル・ケア委員会（以下 RC委員会という。）及びその会員（以下 RC委員会会員という。）が、自ら実施するレスポンシブル・ケアの推進にあたり、「RCロゴマーク」を使用する場合の使用方法、使用上の制限等、必要とする事項を定めるものとする。

(「RCロゴマーク」の使用方法)

第2条 日本語の「RCロゴマーク」の使用形態は、別紙1の通り、シンボルマーク部とレスポンシブル・ケアのロゴ部を組合わせて表示するものとし、シンボルマーク部の表示は、別紙2に示す割出しにより再現する。商標登録後のシンボルマーク部の表示は、登録商標を示す®の表示を行う。

2 「RCロゴマーク」の色は、シンボルマーク部を青色、ロゴ部を黒色とすることを原則とする。

シンボルマーク部の青色については、

(1) JIS規格による色彩表示は、

マンセル4.9PB3.9/14.0

(色相：4.9PB、明度：3.9、彩度：14.0)とする。

(2) 印刷時の使用インクによる色彩表示は、

大日本インキKK DIC182又はその近似色とする。

但し、上記原則の他に、黒色、金色、銀色及び団体が自らの団体色として使用している色の使用も認める。また、裏マーク（ネガタイプ）の使用も認める。

3 英語の「RCロゴマーク」の使用形態は、別紙3-1または3-2に規定するように、シンボルマークとRESPONSIBLE CAREおよびOUR COMMITMENT TO SUSTAINABILITYのロゴ部を組み合わせ表示するものとする。シンボルマークおよびロゴ部の色は、別紙3-1, 3-2に示す緑色またはその近似色とする。シンボルマーク部の表示は、登録商標を示す®の表示を行う。

4 「RCロゴマーク」を縮小、又は、拡大して使用する場合は、縮小、又は、拡大後のそれぞれの部分を同一比にしなければならない。

5 「RCロゴマーク」の使用に際し、他の文字又は図形を併記する場合は、これらの文字又は図形と「RCロゴマーク」とが結合して一体の商標と認識されることのないように留意しなければならない。但し、「RCロゴマーク」を紙面全体に浮き彫りにし、その上に環境方針等の文字を使用する等、意匠として使用する場合は、本来の「RCロゴマーク」を併用することを条件に特例として認める。

(使用できる者)

第3条 日化協並びにRC委員会、及びRC委員会会員とする。

(使用上の制限等)

第4条 「RCロゴマーク」は、レスポンシブル・ケアを団体又は企業として実施していることを内外に対して広報することを目的として作成されたことを常に念頭において使用するものとし、「RCロゴマーク」が、特定の製品又は製品群の品質、効能等を表示しているものと誤解を与えるような対象物に使用してはならない。

2 前項の原則にのっとり、原則として使用できる対象物は次の通りとする。但し、「RCロゴマーク」が誤解を与えるような形態、方法にて使用してはならない。

(1) 「環境・安全」に関する文書、ポスター、プレート等

(2) 会社案内、事業案内、工場案内、社内報、社外報等の情報資料

(3) レターヘッド、封筒、名刺

(4) 会社として提供する記念品、贈答品、宣伝用品

(5) 事務用品、文房具、ブリーフケース

(6) 官庁に提出する報告書

(7) 自社所有または長期専用使用契約で借用している製品輸送設備（車両や船舶等）、および製品貯槽・倉庫や建屋等（ロゴマークは必要に応じて洗浄され、はっきりと見えるように管理されねばならない。また、これらの売却や専用使用契約が解除された時、あるいはRC会員の資格を失った時は、30日以内にロゴマークを削除しなければならない。）

(8) GPS安全性要約書 但し、以下の条項を安全性要約書に明記しなければならない。

①RC委員会は、安全性要約書の内容に責任を有しないこと、および内容の正確性を保証するものではないこと。

②安全性要約書に記載された化学物質の情報は、同要約書公開している企業（あるいは企業グループ）によって独自に評価された結果に基づいており、内容については各企業が（あるいは企業グループ）が責任を有すること。

(9) 広告塔、看板（3-（1）を使用目的とするもの 及び 3-（1）の使用目的を兼ねるものを除く。）

3 前第1項の原則にのっとり、使用できない対象物は次の通りとする。

(1) 特定の製品についての宣伝、市場開拓、物流段階における一切の情報資料

(2) 製品情報、例えば製品カタログ、製品仕様書、製品安全データシート（MSDS）、エラーカード等

(3) 製品の包装、容器

(4) 会社でなく製品を連想させるような貯蔵、輸送設備

(使用基準の遵守と使用報告)

第5条 RC委員会の会員は、「RCロゴマーク」使用基準を遵守すると共に、RC委員会の要請に応じ、速やかにその使用状況を報告するものとする。

(使用上の疑義の扱い)

第6条 RC委員会会員は、「RCロゴマーク」の使用にあたり、表示方法、使用範囲等について、疑義がある場合は、事前にRC委員会に照会するものとし、RC委員会はこれに対し、適切に回答するものとする。



(違反に対する処置)

第7条 RC委員会会員がこの基準に違反した場合、又はその恐れがある場合は、RC委員会は当該RC委員会会員に対して是正を勧告する。

2 当該RC委員会会員が前項のRC委員会の勧告に従わない場合は、RC委員会は使用停止の通知を行うことができる。

附則

この基準は、平成21年10月4日から実施する。

平成22年5月27日改訂

平成24年10月4日改訂